

- ① (1) ①の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びファクシミリ番号を明記したものであること。
- ② (1) ③の書面の様式は、原則、別添1「試験規程」に規定されている試験成績書の様式とする。
また、試験計測データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真（試験実施前）及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。
- (3) (1) ①の書面の審査にあたっては、次により判断すること。
 - ① 技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。
 - ② 技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。

4-19 自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の審査

- (1) 牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記載事項の変更及び警察からの依頼に基づく車両鑑定等に係る保安基準適合性について審査依頼があった場合には、書面等適切な方法により審査を実施するものとする。
なお、審査の実施方法等については、4-7に準ずるものとする。
- (2) 自動車検査証の記載事項の変更に係る保安基準適合性の審査依頼の場合であって、自動車の提示がなく審査に必要な測定ができないとき及び審査に必要な値が不明なときは、申請者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- (3) 自動車審査高度化施設への入力等については、4-8に準じて行うものとする。

4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査

- 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る）であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。
- (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。
 - ① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等
自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの
 - ② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等
自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの
 - (2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。
 - ① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等
自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの
ア 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの
イ 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、(ア) から (エ) までのいずれかを満たすもの

- (ア) $6.43(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$
- (イ) $70(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}$
- (ウ) $5.0(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$
- (エ) $36.72(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}$

注1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。

注2 霊柩車の場合には、「受検車両の車両総重量」に100kgを加算して計算すること。

注3 (ア)及び(イ)の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が100km/hの自動車に適用する。

注4 (ウ)及び(エ)の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が60km/hの自動車に適用する。

ウ UN R13H-01 附則3又はUN R13-11 附則4の「タイプ0試験(原動機切り離し)[常温時制動試験]の積載状態」及び「タイプI試験[フェード試験]」の基準に適合することが、(ア)又は(イ)により確認できるもの(試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。)

(ア) 当該自動車の試験成績書(写しをもって代えることができる。)

(イ) 制動装置について同一構造を有する自動車の試験成績書(写しをもって代えることができる。)

- ② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び7-30-1 (1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

4-21 軌陸車等の架装の仕様の確認

- (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面(以下4-21において「仕様書等」という。)の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。

この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

- (2) 架装の仕様の確認は、①から⑦までに掲げる装置について、仕様書等に記載されている内容と審査依頼のあった自動車に相違があるかどうかにより行うものとする。

なお、特に必要と認められる場合は、①から⑦までに掲げる装置以外の装置について、仕様の確認を行うことができるものとする。

- ① 軌道用車輪及びガイド車輪
- ② 軌道用車輪の駆動装置(駆動用のエンジンを含む。)
- ③ アウトリガー
- ④ 転車台
- ⑤ 物品積載装置
- ⑥ 作業台
- ⑦ 工具箱

- (3) 新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があつた軌陸車等にあつては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。